

# 土幌町パートナーシップ推進交付金事業のあらまし

## (1) 行政事務事業（実施主体：駐在区）

### ①行政事務連絡事業

広報や役場だよりなどの配布（月1回）や、役場と住民とをつなぐ連絡調整事務。

### ②その他事業

町が駐在区等に不定期で要請する行政事務事業。

※交付金は、均等割と戸数割などにより算定し、各駐在区に交付します。

（以前は駐在員個人に報酬を支給していましたが、平成17年度から駐在区に交付金としてお支払いしています。）

## (2) コミュニティ等活動支援事業（実施主体：駐在区）

①高齢者等除雪見守り介助事業	降雪時に除雪状況を確認し、通路の確保等を行う事業
②声かけネットワーク事業	地域内の独居高齢者、障がい者、高齢夫婦世帯に対し、日頃からの声かけで異変があった場合、役場保健福祉課へ通報する事業
③健康維持活動事業	地域内（町内会・班等）の全住民を対象に運動を取り入れた健康維持活動
④ごみ対策事業	地域における日常的なごみ分別指導を行う事業
⑤その他事業	①～④以外の活動で、駐在区等の創意工夫により行う事業

※交付金は、均等割と戸数割により交付します。(2)のコミュニティ等活動支援事業は最低1事業を実施しなければ交付金が交付されません。

## (3) 花のまちづくり事業（実施主体：駐在区、公民館、その他団体）

- ・花いっぱい運動として花壇等の造成を行う事業

## (4) 地域ふれあい活動事業（実施主体：公民館）

- ・地域づくりの推進に関する事業や環境美化事業、防災活動事業

## (5) 地域相互扶助事業（実施主体：駐在区、公民館、その他団体）

①ごみ集団回収奨励事業	②公園等管理事業
③自主防災組織活動事業	④その他

◆詳しくは、地域戦略課（TEL：5-5212/FAX：5-4304）までお問い合わせください。